



島根県報

平成29年10月17日（火）

第2,947号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	2
建築基準法の規定による構造計算適合性判定の委任	(建 築 住 宅 課)	2

【公 告】

都市計画の変更案の縦覧	(都 市 計 画 課)	3
-------------	-------------	---

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定		3
---------------------	--	---

告 示**島根県告示第555号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年10月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称 掛屋公民館

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から29号までを順次に結んだ線及び標柱1号と29号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
雲南市大東町下阿用1048番1	1号
” 1053番	2号
” 1046番	3号
” 1044番	4号、19号及び20号
” 1041番	5号及び6号
” 1040番	7号及び8号
” 1039番	9号及び10号
” 591番	11号から13号まで
” 595番	14号
” 1042番	15号、16号及び18号
” 1247番	17号
” 1046番地先道	21号
” 622番	22号
” 629番	23号及び24号
” 633番	25号
” 637番2	26号
” 635番4	27号
” 634番1	28号
” 1047番	29号

島根県告示第556号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を次のとおり行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定により告示する。

平成29年10月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名称及び住所	業務 区域	構造計算適合性判定の業務 を行う事務所の所在地	構造計算適合性判定 の業務	構造計算適合性判定 の業務の開始の日
一般財団法人住宅金融普及協	島根県	東京都文京区関口1-24-2	構造計算適合性判定を	平成29年10月5日

会 東京都文京区関口1-24-2	全域		必要とする、床面積が 2,000平方メートルを 超える建築物の判定
---------------------	----	--	---

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成29年10月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市米子町、南田町、東本町四丁目、和多見町及び伊勢宮町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び松江市歴史まちづくり部都市政策課

4 縦覧期間

平成29年10月17日から同月31日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成29年10月17日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホーム雪舟園（ユニット型）	益田市かもしま北町7-3	平成29年10月2日